

『2011年版 出る順行政書士 重要事項総まとめ』の訂正箇所につきまして

2011年10月24日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2011年版 出る順行政書士 重要事項総まとめ』の記載につきまして訂正箇所がございます。大変おそれいますが、下記の内容をご確認ください。

GD08368 『2011年版 出る順行政書士 重要事項総まとめ』

(p. 160) 1 行政主体と行政機関

行政庁※1	行政主体の法律上の <u>意見</u> を決定し、外部に表示する権限を有する機関
-------	--

↓ (訂正)

NEW!

行政庁※1	行政主体の法律上の <u>意思</u> を決定し、外部に表示する権限を有する機関
-------	--

(p. 180) 3 申請後の手続

公聴会の開催等 (10条)	行政庁は、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが法令の <u>いて</u> 許認可等の要件とされる場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により、当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない(努力義務)
------------------	--

↓ (訂正)

公聴会の開催等 (10条)	行政庁は、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが法令に <u>おいて</u> 許認可等の要件とされる場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により、当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない(努力義務)
------------------	---

(p. 250) 復習問題 13 商法 1 【解説】

○ <u>そのとおり</u> 。他に、電気またはガスの供給に関する行為(502条3号)、出版、印刷または撮影に関する行為(同条6号)等がある。
---

↓ (訂正)

× <u>運送に関する行為(502条4号)、仲立ちまたは取次ぎに関する行為(同条11号)は、営業的商行為(営業として反復継続してされることにより、初めて商行為となる行為)である。なお、営業的商行為には、他に、電気またはガスの供給に関する行為(502条3号)、出版、印刷または撮影に関する行為(同条6号)等がある。</u>
--

以上のとおり、訂正してお詫びいたします。制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。なにとぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部